

### 【後期 第7問】

甲は、某都立高校 A を第一志望とする中学三年生 X の母親であったが、X の成績では到底その高校に合格しえないことを理解していた。そこで、2005 年 7 月 10 日、なんとか我が子を志望校に合格させたいと思い、甲は、現在 A に勤める知人乙に連絡を取り、「200 万円出すからなんとか合格させてやってほしい。」と訴えた。これに対し乙は、これはいけないことだと思ったが、「なんとかできるかもしれない。やってみるが、何もできなかったときはお金はいらない。」と返答した。

乙は専任教諭として A で 2 年 3 組の担任をしていたが、今年 A の入試の問題作成や合否判定については全く関与していなかった。A では、専任教諭の中から最終的には校長の任命のより入試業務の担当者が決定されていたが、乙は一度も担当者になったことはなかった。もっとも、乙は、前任の都立高校 B では入試の問題作成や合否判定に関与していた。

ところで、乙は、甲には告げていなかったのであるが、人事異動のため 8 月 1 日をもって都の教育委員会職員になることになっていた。そこで、乙は、甲から頼まれた以上なにかせねばと思い、同年 7 月 30 日の夜、机を整理するという名目で職員室に立ち寄り、人がいなくなったのを見計らって金庫から今年入試問題を抜き取った。同年 8 月 10 日、抜き取られた入試問題は甲経由で X まで届けられ、乙は甲から 200 万円を受け取った。

甲及び乙の罪責を論ぜよ。

なお、乙の人事異動は予定通り行われ、乙は 8 月 1 日をもって、都の教育委員会の職員となっている。